

# 【参考】共通基準策定までの検討経緯

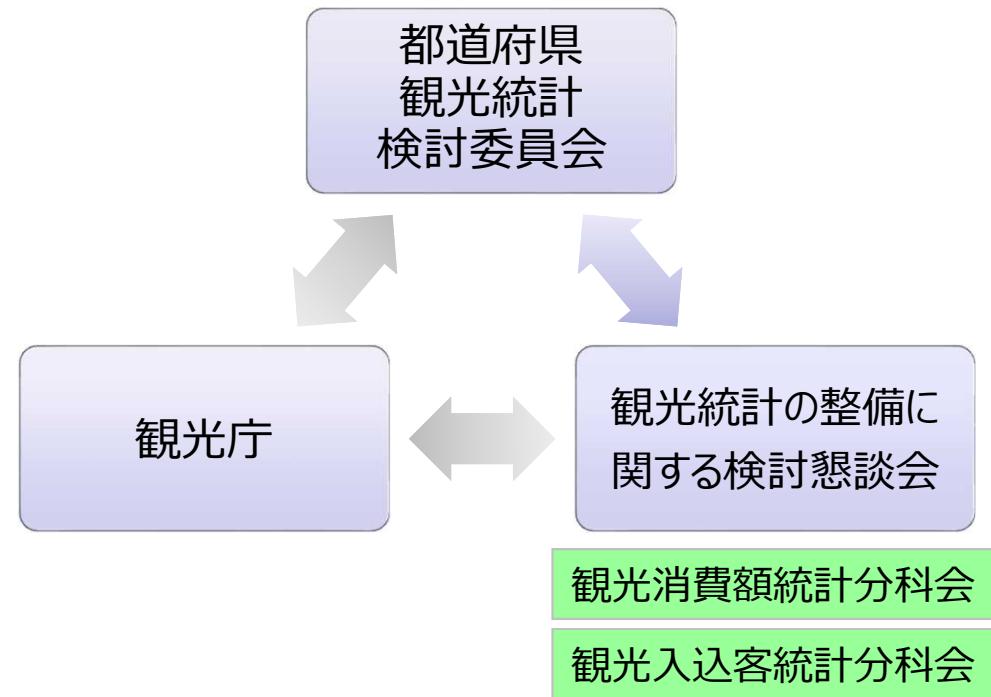
- 17年 5月 観光統計の整備に関する検討懇談会設置
- 17年 8月 我が国の観光統計の整備に関する提言
- 18年 12月 観光立国推進基本法成立
- 19年 6月 観光立国推進基本計画閣議決定
- 20年 4月 観光統計の整備に関する検討懇談会中間とりまとめ（平成20年4月22日）  
調査主体となる都道府県等の負担軽減を考慮し、調査の信頼性を確保できる調査手法・推計方法等の「観光入込客統計・観光消費額等統計の方針（ガイドライン案）」をとりまとめ。

## 平成20年度

- ▶ ガイドライン案)の妥当性・精度等を評価するための試験調査を新潟県・岡山県で実施し、課題と対応の方向性について検討。
- ▶ 倉敷市美観地区（岡山県）で、街並みにおける入込客数把握手法の試験を実施。
- ▶ 観光入込客統計・観光消費額統計合同分科会（3月）

## 平成21年度

- ▶ 試験調査を14道府県に拡大して実施。
- ▶ 「都道府県観光統計検討委員会」を開催（4、8、10月）
- ▶ 観光入込客統計・観光消費額統計合同分科会（9、12月）
- ▶ 都道府県等へ意見照会（10、12月）し、意見反映。
- ▶ 観光統計の整備に関する検討懇談会（12月）



平成21年12月 「観光入込客統計に関する共通基準」「同調査要領」の策定

平成25年3月 共通基準運用から3年が経過。推計手法についての精度的な課題や、自治体からアウトプット項目についての要望等があるため、共通基準の運用について改善